

学生諸君

学生主事

## 令和8年度後期授業料免除 【災害等及びその他特別事由】について

このことについて、申請を希望する学生は、**下記ホームページ及び別紙で自らが対象となるかを確認の上**、学生課学生係で申請書類を受け取り、手続きを済ませること。

なお、期限後に家庭事情の急激な変化等で授業料納付が困難になった場合も、学生係に申し出てください。

### 記

#### 1. 免除の対象

##### (1) 災害等の特別な事情による場合

次の①又は②に該当する特別な事情により、授業料の納付が著しく困難であると認められる者

- ① 令和8年4月1日前6月以内（入学した日の属する期分の授業料を免除する場合は、入学前1年以内）において、学生の学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- ②①に準ずる場合であって、校長が相当と認める事由がある場合

##### (2) その他特別事由による授業料免除

経済的に授業料の納付が困難※である者であって、次の①～④のいずれかに該当する場合

- ① 令和8年4月1日前6月以内において、学資負担者の失職等理事長が定める理由により著しい家計の急変があった者
  - ② 在学した期間が通算して36月を超えるもの等に該当し、就学支援金の受給資格がない第3学年生以下の学生であって、かつ学業優秀※と認められる者
  - ③ 就学支援金の受給資格がある学科の第3学年以下の学生のうち、課税証明書が発行されない等の理由により、就学支援金制度の加算が認められない又は受給申請ができない者で、かつ、学業優秀※認められる者
  - ④ その他授業料を免除することが相当と認められ理由がある者
- ※高専機構で定める学力・家計基準により判定します。

#### 2. 免除実施額

後期分授業料の全額または半額

#### 3. 申請書類配付期間

令和8年4月7日（火） ～ 4月24日（金）

#### 4. 注意事項

- ・ 申請書類等に虚偽があったときは、許可を取消す場合があります。
- ・ 後期に申請していても、選考はそれぞれ各期ごとに行うため、前期と後期で選考結果が異なる場合があります。
- ・ 前期は4月1日、後期は10月1日現在の状況をもとに選考を行います。
- ・ 授業料免除等の申請に伴う許可、不許可が決定されるまでの間は、その申請に係る授業料の徴収は猶予されます。

以上